

令和3年第2回氷川町議会定例会会議録（第3号）

令和3年3月16日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程（第3日目）

- 日程第 1 各常任委員会の審査報告について
- 日程第 2 議案第 2号 氷川町議会議員及び氷川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 3号 氷川町新型コロナウイルス感染症対応地方創生基金条例の制定について
- 日程第 4 議案第 4号 氷川町国営土地改良事業負担金等徴収条例の制定について
- 日程第 5 議案第 5号 氷川町いじめ防止対策審議会設置条例の制定について
- 日程第 6 議案第 6号 氷川町いじめ調査委員会設置条例の制定について
- 日程第 7 議案第 7号 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 8号 氷川町公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 9号 氷川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第10号 氷川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第11号 氷川町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第12号 氷川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第13号 令和2年度氷川町一般会計補正予算（第11号）について
- 日程第14 議案第14号 令和2年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第15 議案第15号 令和2年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第16 議案第16号 令和2年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第17 議案第17号 令和2年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第

3号) について

- 日程第18 議案第18号 令和3年度氷川町一般会計予算について
日程第19 議案第19号 令和3年度氷川町国民健康保険特別会計予算について
日程第20 議案第20号 令和3年度氷川町介護保険特別会計予算について
日程第21 議案第21号 令和3年度氷川町下水道事業特別会計予算について
日程第22 議案第22号 令和3年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第23 議案第23号 新町建設計画の変更について
日程第24 同意第1号 氷川町農業委員会委員の任命について
日程第25 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
日程第26 産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
日程第27 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について
追加日程第1 議案第24号 令和2年度氷川町一般会計補正予算(第12号) について
追加日程第2 同意第2号 氷川町教育長の任命について
追加日程第3 発議第1号 氷川町政治倫理条例の一部を改正する条例について
追加日程第4 発議第2号 氷川町議会会議規則の一部を改正する規則について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員は次のとおりである。(12名)

| | |
|----------|----------|
| 1番 西尾正剛 | 2番 木下厚 |
| 3番 河口涼一 | 4番 清田一敏 |
| 5番 長尾憲二郎 | 6番 吉川義雄 |
| 7番 上田俊孝 | 8番 三浦賢治 |
| 9番 上田健一 | 10番 松田達之 |
| 11番 片山裕治 | 12番 米村洋 |

4. 欠席議員はなし。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 平山早苗 書記 小田尊之

6. 説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-----------|---------|---------|---------|
| 町 長 | 藤 本 一 臣 | 副 町 長 | 平 逸 郎 |
| 教 育 長 | 太 田 篤 洋 | 総 務 課 長 | 稲 田 和 也 |
| 企画財政課長 | 濤 岡 美智代 | 税 務 課 長 | 西 田 美 子 |
| 町 民 課 長 | 尾 村 幸 俊 | 福 祉 課 長 | 山 本 昭 義 |
| 農業振興課長 | 増 住 豪 二 | 農 地 課 長 | 星 田 達 也 |
| 建設下水道課長 | 野 田 俊 明 | 地域振興課長 | 前 崎 誠 |
| 会 計 管 理 者 | 橋 本 智 明 | 学校教育課長 | 岩 本 博 美 |
| 生涯学習課長 | 増 永 光 幸 | 代表監査委員 | 島 田 博 行 |

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

議事に入ります前に、松田達之君より、3月9日の本会議での発言について、謝罪の申し出がっておりますので、これを許します。

松田達之君。

○10番（松田達之君） おはようございます。3月9日の本会議において、議長の許しを得て行った私の発言の中で、藤本町長を侮辱する発言をしてしまいました。議会という神聖な場所での不適切な発言であり、藤本町長ほか、執行部の皆さま並びに町議会議員の皆さま並びに町民の皆さまに、心から謝罪したいと思います。本当に申し訳ございませんでした。

○議長（米村 洋君） ただいま、松田達之君から、本会議における不適切な発言の謝罪でありました。

私から松田達之君に注意します。我々、議員は住民の代表であり、その発言というものは住民の多くの意見として発言されているものであり、偏った意見ではいけません。議会が自ら制定した氷川町議会基本条例の理念に則り、自らの資質向上に取り組み、高い倫理性を持って議員活動に努めていただくよう注意します。

また、藤本町長におかれましては、議員の議会中の不適切な発言であり、その発言を許した私からも心から謝罪を申し上げます。

藤本町長、本当にすみませんでした。

それでは議事に戻ります。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 各常任委員会の審査報告について

○議長（米村 洋君） 日程第1、各常任委員会の審査報告についてを議題とします。

これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長
の報告を求めます。

総務文教常任委員長、片山裕治君。

○総務文教常任委員長（片山裕治君） 皆さん、おはようございます。総務文教常任委員会、審査報告。当委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、条例6件、予算2件、その他1件であります。当委員会は3月10日、役場2階大会議室で関係課長より説明を求めながら審査を行いました。

議案第2号、氷川町議会議員及び氷川町長の選挙における選挙運動の公費負担に

関する条例の制定について、議案第3号、氷川町新型コロナウイルス感染症対応地方創生基金条例の制定について、議案第5号、氷川町いじめ防止対策審議会設置条例の制定について、議案第6号、氷川町いじめ調査委員会設置条例の制定について、議案第7号、氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第8号、氷川町公園条例の一部を改正する条例について並びに議案第13号、令和2年度氷川町一般会計補正予算（第11号）については、質疑及び意見はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号、令和3年度氷川町一般会計予算について、総務費ではペーパーレス会議システム導入委託料とは何かの質疑に対し、会議システムと合わせてタブレットを36台導入し、議会を含めた会議資料や例規集についてタブレットで表示し、紙印刷を減らしていく予定だと答えました。

マイクロバス運転手の人数と報酬についてはの質疑に対し、人数は10名の登録があり、半日で5,000円、1日で1万円の委託料となりますと答えました。

町長車借り上げ料についてはリースなのかの質疑に対し、現在が5年のリースで令和3年8月で終了するため再リースいたしますと答えました。

振興局費でペルー支援衣類送付について、今後も続けていくのかの質疑に対し、令和3年度も実施する予定だと答えました。

まちづくり酒屋管理委託料について、今後の運営についてはの質疑に対し、主な収入であるクリーンセンターの受託が令和6年3月で終わるので、この3年間で民営化も含め検討していきますと答えました。

新村中塘公園管理委託料について、管理はどこがやっているのかの質疑に対し、新村地区の10名ほどの管理組合をつくられているので、そちらで管理していただいておりますと答えました。委員からは、公園の管理についてはシルバー人材センターのみの管理ではなく、地区住民での管理をしていただくのが望ましいとの意見がありました。

定住自立圏婚活事業負担金の内容はの質疑に対し、八代市、芦北町、氷川町で定住自立圏を形成しており、その中で婚活事業をそれぞれで行っております。令和元年度は6組のカップルが成立しました。令和2年度は新型コロナと八代市、芦北町の豪雨の影響により事業を行いませんでしたと答えました。

テーマ型まちづくり補助金とはの質疑に対し、地区別計画の取り組み事業には含まれていない、まちづくり事業について、テーマを決めて取り組んでいただくための補助金になります。令和3年度は若洲地区が外国人との交流をテーマに行う予定だと答えました。

地域振興券の使用状況はの質疑に対し、令和2年度の実績は98パーセントで、

主に小売店での利用が多く86.5パーセントでした。事業所支援とともに住民生活支援の目的もあり、令和3年度も実施する予定だと答えました。

次に、企画費では、ふるさと納税の来年度の目標金額はの質疑に対し、当初予算での目標額は1億円としておりますと答えました。

次に、教育費の中学校費で、一般備品の内容はの質疑に対し、全自動滅菌器の購入だと答えました。また、小学校費で教室等床研磨業務委託料の内容はの質疑に対し、教室や廊下の床を研磨し、ウレタン塗装を行うものです。宮原小学校と竜北小学校の分を計上しておりますと答えました。

次に、社会教育費では弁護士委託料について、今の状況と今後の予定についてはの質疑に対し、令和元年度に裁判が始まったもので56万8,000円を支出しております。令和2年度には支出しておりません。令和3年4月28日に判決を見ることとなりますので、成功報酬、消耗品等として61万5,000円を計上するものでありますと答えました。

また、文化財管理委託料の内容はの質疑に対し、シルバー人材センターに草刈りを委託していますと答え、草を刈るだけではなく、ほかの対策はできないかの質疑に対し、県にも確認を行い、実験的にヤギを活用した除草に取り組みたいと答えました。

公民館費の一般備品購入45万8,000円は何かの質疑に対し、紙折り機を購入するものと答えました。

氷川町公民館等管理人業務委託料の内容はの質疑に対し、令和2年度から公募を行い、1年契約で委託しております。内容については、施設利用の受付や施設の管理などだと答えました。

次に、竜北歴史資料館費では、池、側溝など清掃委託料において、清掃作業で鯉の数が減少していることについて把握しているのかの質疑に対し、鯉の数については今後確認し、清掃による死滅などの問題についても今後検討していきますと答えました。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号、新町建設計画の変更については、新町建設計画において当初の計画は達成できているのかの質疑に対し、事業についてはおおむね計画どおり実施しておりますと答えました。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上であります。各議員におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げまして、総務文教常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（米村 洋君） 次に、産業建設厚生常任委員長、清田一敏君。

○産業建設厚生常任委員長（清田一敏君） 皆さん、おはようございます。産業建設厚生常任委員会審査報告を行います。

当委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、条例5件、予算10件であります。当委員会は3月11日、役場2階大会議室で関係課長より説明を求めながら審査を行いました。

議案第4号、氷川町国営土地改良事業負担金等徴収条例の制定についてから、議案第22号、令和3年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算についてまでの全ての付託案件を採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に主な質疑について報告します。

議案第4号、氷川町国営土地改良事業負担金等徴収条例の制定については、負担金の徴収はどうか、また徴収はいつから始まるかの質疑に、事業は原田地区で実施されていて、八代平野北部土地改良区が徴収し、事業完了後の令和13年度からの予定ですと答えました。

議案第9号、氷川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については、これまでの状況と本町の該当世帯はの質疑に、し尿汲み取り料金改定の度に相談があっていたが、条例で明確化するものです。汲み取り人口は約1,000人ですと答えました。

議案第11号、氷川町介護保険条例の一部を改正する条例については、改正の内容は令和5年度までの保険料は据え置きされ、保険料の軽減を令和3年度まで延長するものかの質疑に、そのとおりですと答えました。

議案第13号、令和2年度氷川町一般会計補正予算（第11号）についての歳出について、衛生費、塵芥処理費の生ごみ処理機等購入助成金はかなりの減額になっているが、ごみ減量化の進捗はどうなっているかの質疑に、生ごみ処理機はさまざまな方法でPRを行っているが、今年度は20台の実績になっています。しかし、ごみの量は確実に減っている状況です。今後も10パーセント削減を目標に推進していきますと答えました。

農林水産業費、農業委員会費の減額の理由はの質疑に、報酬については国の補助要件に該当しないため、耕作放棄地関係補助金は申請がなかったためですと答えました。委員より国の補助金があるので耕作放棄地解消や農地集積を進めてもらいたいと意見がありました。

農業費、農業振興費、負担金補助及び交付金で、新型コロナウイルス感染症対策

として花き購入と畳表の張替え助成をされたが、農家への効果はどれくらいあったのかの質疑に、概算で対象農家一戸あたりで花きで50万円ほど、畳表張替えで15万円ほどの収入になりますと答えました。

土木費、土木総務費の危険ブロック塀安全確保支援事業補助金は当初予算額200万円がそのまま減額されているが、事業がなされなかったのかの質疑に、申請がありませんでしたと答えました。委員から町から危険ブロック箇所の調査があつて、片方で調査して、片方で申請がないという対応はおかしい。全課で情報を共有して推進してもらいたいと意見がありました。

議案第16号、令和2年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、公共下水道建設費の負担金補助及び交付金、八代北部流域下水道事業建設負担金2,627万8,000円の減額の理由は何かの質疑に、宮原浄化センター敷地内に県が設置しているポンプ場の一部工事計画が令和3年度に変更されたことに伴う負担金の減額ですと答えました。

議案第18号、令和3年度氷川町一般会計予算についての歳出では、民生費、高齢者福祉費の委託料、いきいきサロン事業委託の参加人数と各地区での計画、補助額はの質疑に、全地区で取り組まれているが、今年度は新型コロナの影響で自粛されている状況です。前年度実績で参加延べ人数7,000人弱、開催は月1回がほとんどで、一地区は他の事業と合わせ、週1回実施されている。補助額は一地区3,000円と参加者一人一回200円ですと答えました。

保育所の需用費で、給食費は前年より大幅に減額となり、給食調理業務委託料が新規に計上されているが何かの質疑に、昨年6月より業者に委託し保育所で調理されているため、給食費は乳幼児の食料費だけですと答え、結果的に給食にかかる予算は増えたのかの質疑に、人件費等と比較すると、あまり差はありませんと答えました。

衛生費、予防費の備品購入費はワクチン接種対策となっているが、冷凍庫等かの質疑に、予防接種会場のパーテーション、空気清浄機、蓄電池等で、冷凍庫は既に3月8日に国より配布されていますと答えました。

農林水産業費、農業振興費の備蓄購入費で公用車は何かの質疑に、現在、再々リースしている軽トラックの老朽化により新車を購入しますと答え、公用車購入の考え方はの質疑に、軽自動車は購入、普通車はリースの方向で基準を定めておりますと答えました。

林業振興費の負担金補助及び交付金、有害鳥獣捕獲事業補助金は何頭分かの質疑に、鹿が400頭、イノシシ300頭を予定していますと答え、最近は平坦地で鴨やヒヨドリの被害が増加している、何か対策はないかの質疑に、器具装置を使った

実証実験を行いました。県、氷川町、八代市、JAで連携した対策連絡協議会設立の話が進んでいますと答えました。

商工費、商工業振興費の負担金補助及び交付金の新型コロナウイルス感染症感染予防対策器具購入助成金は、今年度購入した人も対象になるのか、購入は1人何台までかの質疑に、今年度、購入者は対象外です。また8割補助の上限額8万円以内なら台数制限はありません。空気清浄機や加湿器など居室内の形態により必要な器具を利用し、感染予防に生かしていただきたいと答えました。

土木費、公共下水道費の繰出金2億8,600万円計上されているが、今後、繰り出し、削減するためには下水道料金単価の見直し等が必要と思うが、計画はどうなっているかの質疑に、経営改善を図るためには、料金の改定が必要であります。今後、議会や住民の皆さんに説明、ご理解をいただき、料金改定を実施していく必要があります。また、加入率の向上については、合併浄化槽の法定点検や清掃などの維持管理費と下水道使用料の比較により、下水道が経済的にも安価であるなどの理解をいただき、加入促進を進めていきますと答えました。

歳入について、国庫補助金、民生費国庫補助金の子育て応援対策事業費交付金は何に充当するのかの質疑に、地域少子化対策重点推進事業で、結婚新生活支援事業補助金に充当するものです。新婚世帯の経済的な不安軽減と少子化対策や移住定住を目的としていますと答えました。

議案第20号、令和3年度氷川町介護保険特別会計予算についての歳入で、第1号被保険者保険料は昨年と比較し減額されているがその理由はこの質疑に、介護保険料の軽減強化等により減額となりましたと答えました。

議案第21号、令和3年度氷川町下水道事業特別会計予算については、現在の水洗化率と未加入者対策はこの質疑に、水洗化率は宮原地区は98パーセント、竜北地区は67パーセント弱で、昨年から変わっておりません。また下水道加入の効果等を説明し推進していきたいと答えました。

当委員会に付託されました案件は以上であります。各議員におかれましては、当委員会の決定にご賛同をいただきますようお願い申し上げまして、産業建設厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（米村 洋君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これから各常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

-----○-----

日程第2 議案第2号 氷川町議会議員及び氷川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

○議長（米村 洋君） 日程第2、議案第2号、氷川町議会議員及び氷川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第2号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第3号 氷川町新型コロナウイルス感染症対応地方創生基金条例の制定について

○議長（米村 洋君） 日程第3、議案第3号、氷川町新型コロナウイルス感染症対応地方創生基金条例の制定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第3号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第4号 氷川町国営土地改良事業負担金等徴収条例の制定について

○議長（米村 洋君） 日程第4、議案第4号、氷川町国営土地改良事業負担金等徴収条例の制定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第4号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第5号 氷川町いじめ防止対策審議会設置条例の制定について

○議長（米村 洋君） 日程第5、議案第5号、氷川町いじめ防止対策審議会設置条例の制定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第6号 氷川町いじめ調査委員会設置条例の制定について

○議長（米村 洋君） 日程第6、議案第6号、氷川町いじめ調査委員会設置条例の制定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第7号 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

について

○議長（米村 洋君） 日程第7、議案第7号、氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 議案第7号、氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。

私は、この条例改正には反対の立場で討論をいたします。この条例改正は、議会運営委員会委員長、常任委員会委員長の報酬を月額5,000円引き上げるものであります。議員の報酬を改定するときは、町長は氷川町特別職報酬等審議会に諮問するとなっています。私は、提案されたときに、氷川町特別職報酬等審議会でどういふ意見が出たのかと尋ねました。

審議会では、コロナ禍の中で報酬を上げることはどうかという意見もあった。しかし、氷川町議会は議会基本条例をいち早く制定している。委員長の役割は大事で、委員会活動の強化に期待するとの意見があったということでありました。審議会は、今日の情勢の中で議会の果たすべき役割を示し、頑張ってもらいたいという期待を込めて委員長の報酬引き上げを答申されています。審議会でも今の時期に引き上げるのはどうかと意見がありました。

私は、コロナ禍の中で、町民の皆さんは大変苦勞されています。子どものアルバイトが減って、大変困っているという声も聞きました。また、あるお店の方が私たちに支援するお金があったら、子育て世代にもっと支援をしてほしいと言われました。

先日、熊日新聞に「学生一日一食で我慢、コロナ禍、食料配布に370人」の記事を見ました。コロナ禍の中で親の収入の減、学生アルバイトのアルバイトが減り、苦しい生活を余儀なくされている学生を支援しようと、今、全国45都道府県、302カ所で実施されたそうであります。子育て世代も、そして学生も、飲食店も、事業所も大変な時期です。私は、今の時期に引き上げるのはいかなものかと思えます。

もう一つの理由として、本町議会は議会基本条例をいち早く制定しましたが、条例を生かした活動は始まったばかりです。全国町村議会議長会が出している第65回町村議会実態調査を見ると、常任委員会の開催は会期中が4.8回、閉会中が5.2回、年間9.7日となっていますが、本町議会の常任委員会、閉会中は残念ながら、まだ1回も開いていないと思います。また、議会基本条例には、議員活動の原則第3条、町民参加の促進、町民の多様な意見の反映、第4条とあります。

私もまだまだ自分自身の活動が不十分です。もっと努力しなければならないと感じていますが、議会基本条例を生かした議会活動、委員会活動をもっともっと取り組んでから、報酬引き上げを議論することではないでしょうか。今回の報酬引き上げは時期が早いと判断をいたします。

以上の立場から、反対いたします。

○議長（米村 洋君） 上田俊孝君。

○7番（上田俊孝君） 私は、議案第7号の賛成討論をいたします。

氷川町議会基本条例の中で、第16条、議員報酬は別に定める。2項で、議員報酬の改正にあたっては町の常勤特別職及び一般職の職員に支給される給与の状況、ほかの市町村の動向、町の財政状況を総合的に考慮するとともに、町民の意見をよく聞くものとする。

その3項の中で、氷川町特別職報酬委員会審議の意見を尊重するものとなっております。その審議委員会の中で、金額5,000円が妥当ということで、全会一致で決定が出ました。この経過を尊重し、賛成討論とさせていただきます。

○議長（米村 洋君） ほかに討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） これで討論を終わります。

これから、議案第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立多数です。したがって、議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第8号 氷川町公園条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第8、議案第8号、氷川町公園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第9号 氷川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第9、議案第9号、氷川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第10号 氷川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第10、議案第10号、氷川町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第11号 氷川町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第11、議案第11号、氷川町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第12号 氷川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第12、議案第12号、氷川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第12号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第13号 令和2年度氷川町一般会計補正予算（第11号）について

○議長（米村 洋君） 日程第13、議案第13号、令和2年度氷川町一般会計補正予算（第11号）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成

の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第14号 令和2年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

○議長（米村 洋君） 日程第14、議案第14号、令和2年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議案第15号 令和2年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（米村 洋君） 日程第15、議案第15号、令和2年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第16 議案第16号 令和2年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

号) について

○議長(米村 洋君) 日程第16、議案第16号、令和2年度氷川町下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(米村 洋君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(米村 洋君) 起立全員です。したがって、議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第17 議案第17号 令和2年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について

○議長(米村 洋君) 日程第17、議案第17号、令和2年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(米村 洋君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第17号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(米村 洋君) 起立全員です。したがって、議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第18 議案第18号 令和3年度氷川町一般会計予算について

○議長(米村 洋君) 日程第18、議案第18号、令和3年度氷川町一般会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(米村 洋君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第18号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第19 議案第19号 令和3年度氷川町国民健康保険特別会計予算について

○議長（米村 洋君） 日程第19、議案第19号、令和3年度氷川町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第19号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第20 議案第20号 令和3年度氷川町介護保険特別会計予算について

○議長（米村 洋君） 日程第20、議案第20号、令和3年度氷川町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第20号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第21 議案第21号 令和3年度氷川町下水道事業特別会計予算について

○議長（米村 洋君） 日程第21、議案第21号、令和3年度氷川町下水道事業特別

会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第21号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第22 議案第22号 令和3年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（米村 洋君） 日程第22、議案第22号、令和3年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第22号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第23 議案第23号 新町建設計画の変更について

○議長（米村 洋君） 日程第23、議案第23号、新町建設計画の変更についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第23号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第23号は、委員長報告のとおりに可決されました。

-----○-----

日程第24 同意第1号 氷川町農業委員会委員の任命について

○議長（米村 洋君） 日程第24、同意第1号、氷川町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これから質疑を行います。同意第1号について、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第1号を採決します。

本案は同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、同意第1号は、同意することに決定しました。

暫時10分間、休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時46分

再開 午前10時55分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、町長から議案第24号及び同意第2号が、三浦賢治君から発議第1号が、清田一敏君から発議第2号が、それぞれ提出されました。

お諮りします。これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第4とし、議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号、同意第2号、発議第1号、発議第2号を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第4として議題とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第1 議案第24号 令和2年度氷川町一般会計補正予算（第12号）について

追加日程第1、議案第24号、令和2年度氷川町一般会計補正予算（第12号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 議案第24号は、令和2年度氷川町一般会計補正予算（第12号）でありまして、歳入歳出それぞれ4,864万6,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ84億5,073万9,000円とするものでございます。

歳入の主な内容は寄附金4,924万6,000円でありまして、平岡ルイス様から竜北西部小学校学童保育所整備事業への2回目の寄附金4,864万6,000円、火の国食品株式会社様から企業版ふるさと氷川応援寄附金60万円を頂戴いたしました。

なお、平岡ルイス様からは既に5,000万円あまりの寄附金をいただいております。平岡ルイス様に今回の寄附の趣旨を確認いたしましたところ、学童保育所建設に際して国からの補助金は事業完了後に納付されることから、町の財源負担を軽減するために、昨年9月18日に締結した協定書に記載された建設見積相当額に当たる総額9,864万6,000円の寄附を行ったということでございました。事業完了後、国の補助金等が確定いたしましたら精算をしたいというふうに思っております。

歳出の主な内容は、竜北西部学童保育所整備基金積立金並びに地方創生事業への充当であります。なお、詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

○議長（米村 洋君） 企画財政課長、濤岡美智代さん。

○企画財政課長（濤岡美智代さん） 議案第24号、令和2年度氷川町一般会計補正予算（第12号）についてご説明いたします。

令和2年度氷川町一般会計補正予算（第12号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,864万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億5,073万9,000円とする補正予算でございます。

6ページの歳入をご覧ください。80款、5項、寄附金、5目、5節、一般寄附金の60万円は、企業版ふるさと氷川応援寄附金でございます。これは企業版ふるさと納税でありまして、町が行う地方創生の取り組みを応援していただくものでございます。寄附企業の希望される事業に充当いたしますので、歳出で財源組替を行っております。

7目、5節、民生費寄附金4,864万6,000円でございますが、ペルー共和国の平岡ルイス様からの寄附金であります。同額を学童保育所整備基金に積み立て、

竜北西部学童保育所建設事業に活用いたします。

以上で、議案第24号について説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第24号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

追加日程第2 同意第2号 氷川町教育長の任命について

○議長（米村 洋君） 追加日程第2、同意第2号、氷川町教育長の任命についてを議題とします。

ここで、太田教育長、今から教育長の選任をいたしますから、ちょっと除斥をお願いします。

〔教育長 太田篤洋君 退場〕

○議長（米村 洋君） 提案理由の説明を求めます。

町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 同意第2号について、ご説明をいたします。

次の者を氷川町教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めます。

住所 熊本県八代郡氷川町新田167番地3

氏名 太田篤洋

生年月日 昭和26年5月1日生まれでございます。

同氏は、平成26年4月より現職にあります。誠実にその職務に精励されております。この間、学校環境の整備はもとよりICT教育の導入など、学習環境の充実にも着実に成果を残しておられます。温厚誠実で高潔な人柄、これまでの経験及び教育行政への識見と関心も高く、今後も教育行政の推進に期待ができますので、教育長に再任いたしたく、同意をお願いするものでございます。よろしくお願ひいた

します。

○議長（米村 洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第2号を採決します。

本案は同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、同意第2号は、同意することに決定しました。

教育長の除斥を解きます。

〔教育長 太田篤洋君 入場〕

○議長（米村 洋君） 太田篤洋君、教育長として再任されました。ご挨拶をお願いします。

○教育長（太田篤洋君） これまで町長さんの熱い思いを受けまして、教育に対する大きな期待をひしひしと毎日感じる中で、そして議員の皆さま方のご支援、ご助言をいただきながらこれまで務めてまいりました。本当に皆さま方には大変お世話になりました。ありがとうございます。

○議長（米村 洋君） いいですか。今後の課題としてもいいですよ、挨拶していただいて。どうぞ。

○教育長（太田篤洋君） 私、お礼の言葉ということで思いまして。それでは一言だけ、皆さま方に、これまでのお礼と、これからまたしっかり頑張ってまいりたいという思いをお伝え申し上げたいというふうに思います。

ただいま申し上げましたように、町長の教育に対する本当に、子どもたちや町民に対する熱い思いを私はひしひしと毎日感じながら、教育行政の職を担ってまいりました。これから、今後もまた、こうして皆さま方のご同意をいただきましたので、また精一杯、子どもたちのふるさとに輝く氷川っ子の育成に精一杯、努めてまいりたいと思っております。

ちょっと長くなりますけれども、特に前途ある子どもたちが志を持って、自らの道を前に突き進んでいけるように、精一杯そういう教育指導を学校と力を合わせて教育委員会共々進めてまいりたいというふうに思っております。

中でも、この前もお話がありました、いじめ問題とか不登校問題ありますものから、精一杯、児童生徒の命を大切にする教育等を進めてまいりたいと思いますし、ご支援をいただいておりますICT教育とか、あるいは氷川型学習等の児童生徒の学ぶ意欲を高める教育を精一杯取り組んでまいりたいというふうに思っております。

そして最後に、一番大事なかなと思いますのが、やっぱりふるさと氷川町への誇り、郷土愛を高めるといいますか、氷川町にはこれまで長きにわたりましてコミュニティスクール、地域学校協働活動というのがありますので、そういう地域の皆さま方のお力添えをいただきまして、学校と地域が連携協働して、みんなで総ぐるみで子どもたちを育てて、本当に子どもたちが氷川町で生まれて育ってよかったと思ってくれるような、そういう郷土愛に満ちた子どもたちを育ててまいりたいなというふうに思っております。

社会教育におきましては、町民の皆さんが誰もが幸せで健康で豊かな生活を支える生涯学習の充実とスポーツ活動の充実に努めてまいりたいなというふうに思っております。

これからも教育行政、担当の皆さま方と力を合わせて、町長、副町長のそういう思いと議員の皆さま方のご支援をいただきながら、精一杯きめ細やかに誠実に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

こういうお話をいただける機会をいただきまして、議長、ありがとうございました。どうぞよろしく願いいたします。お世話になります。

○議長（米村 洋君） 学校教育に対して、教育長の太田篤洋君から、本当に力強い決意を述べていただきました。頑張っていたきたいと思います。

-----○-----

追加日程第3 発議第1号 氷川町政治倫理条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 追加日程第3、発議第1号、氷川町政治倫理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

三浦賢治君。

○8番（三浦賢治君） 発議第1号について、ご説明いたします。

発議第1号、氷川町政治倫理条例の一部を改正する条例について、上田俊孝議員の賛成を得まして、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

次のページを開けてください。氷川町政治倫理条例の一部を改正する条例、氷川町政治倫理条例の一部を次のように改正する。

第1条中「及び副町長」を「、副町長及び教育長」に改める。

第14条中3親等を2親等に改める。

附則として、この条例は令和3年4月1日から施行する。

提案理由については、本条例は施行から10年以上経過し、社会情勢の変化等を考慮し、内容について協議した結果、適用対象者と親族の範囲内を見直すため、条例の一部を改正するものです。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（米村 洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

追加日程第4 発議第2号 氷川町議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（米村 洋君） 追加日程第4、発議第2号、氷川町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

清田一敏君。

○4番（清田一敏君） 発議第2号について説明します。

発議第2号、氷川町議会会議規則の一部を改正する規則について、上田健一議員の賛成を得ましたので、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

次のページをお願いします。氷川町議会会議規則の一部を改正する規則、氷川町議会会議規則の一部を次のように改正する。

第2条中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条に次の1項を加える。2、前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出す

ることができる。

第89条第1項中「、請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に「押印しなければ」を「請願者（法人の場合にはその名称を記載し代表者）が署名または記名押印しなければ」に改める。

附則として、この規則は令和3年4月1日から施行する。

提案理由として、男女の議員が活動しやすい環境整備と押印義務付けの見直しについて、標準町村議会会議規則が一部改正されたことに伴い、規則の一部を改正するものです。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（米村 洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第25 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（米村 洋君） 日程第25、総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

総務文教常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました調査活動に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第26 産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（米村 洋君） 日程第26、産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

産業建設厚生常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました調査活動に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第27 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（米村 洋君） 日程第27、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

-----○-----

○議長（米村 洋君） 町長から閉会に当たっての挨拶の申し出があります。

町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げたいというふうに思います。

本定例会に提案をいたしました議案等につきましては慎重にご審議を賜り、全議案につきまして、可決並びに同意をいただき、誠にありがとうございます。

特に、議会運営委員長及び各常任委員長の報酬の新設につきましては、その職務遂行の行方に町民の皆さん方の大きな期待と熱い視線があるものと思われまますので、

今後の活発な活動に期待を寄せるものであります。

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種につきましては、集団接種と個別接種の併用型で準備を進めており、高齢者の皆さま方から優先的に接種を実施いたしますが、中でも高齢者施設の入所者及び職員の皆さまを最優先に実施をしたいというふうに考えているところであります。

町民の皆さま方もその動向が気がかりのことと思いますので、詳細のスケジュール等が決定いたしましたら、議会議員の皆さま方にもいち早く、ご報告を申し上げたいというふうに思っております。

本日の会議の冒頭に松田副議長から謝罪がありました。誤解が解けたことをうれしく思います。私はもとより各課長も議員の質疑や質問は真剣に受け止め、真摯に答弁しているところであります。ぜひ今後とも、ご理解をいただきたいというふうに思います。これからもこれまで同様に、議員各位のご意見は傾聴し、尊重してまいることをお約束いたします。

そのような折、一部の課長が議会会期中に年休を取得し、議員のお尋ねに対応できず、課長補佐が対応したとお聞きをいたしました。休会中とはいえ、公務を優先すべき課長職としての認識の薄さ並びに責任感の欠如であり、任命責任者として大変申し訳なく深くおわびを申し上げます。以後このようなことがないように、十分に注意をしたいというふうに思っております。

あと2週間余りで新年度を迎えますが、本定例会でいただきました貴重な意見や提案に配慮しつつ、施政方針で述べましたとおり、新型コロナウイルス感染症の克服に最優先に取り組むとともに、厳しい財政状況を踏まえ、行財政改革の実践と住民生活を第一に考える柔軟で多様性のある対応により、持続可能な基礎自治体としての堅実な行政運営を職員とともに取り組んでまいりますので、議員各位のさらなるご理解とご協力をよろしくお願いをいたします。

なお、気候不順の折から、どうぞご自愛の上それぞれのお立場でご活躍されることを祈念申し上げまして、御礼の言葉といたします。お世話になりました。

○議長（米村 洋君） これで、会議を閉じます。

令和3年第2回氷川町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前11時21分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日 氷川町議会議員 米 村 洋

令和 年 月 日 氷川町議会議員 松 田 達 之

令和 年 月 日 氷川町議会議員 木 下 厚